

障害者権利条約第 1 回日本政府報告に対するパブリックコメント

2 頁 III 「条約上の権利の実現のための政策、戦略、国内の法的枠組み、障害者差別に関する包括的な枠組み」 関係

5 において、憲法第 97 条、第 14 条について記述されているが、第 13 条の幸福追求権に関しても、条約上の実現のための政策、戦略等の観点から言及するべきである。第 13 条は、生命・自由・幸福追求権についての基本的規定であり、20 頁 67 だけでなく、総論にも記載するべきである。

6 頁 IV 「条約上の権利実現のための資源及び費用対効果の高い方法の追求」 関係

15 に「なお、我が国においては、業務災害に係る給付、障害年金等については、それぞれの施策に包括されて計上しており、障害者施策としては計上していない。」とある。しかし、障害者権利条約第 28 条では「相当な生活水準及び社会的な保障」について記載されており、障害年金についても、その対象者数や金額について「14」に記載すべきである。

26 頁～29 頁 第 13 条「司法手続きの利用の機会」 関係

84、89、94、95、97 及び 99 において、各種研修・教育について記述されている。研修を行うことが目的ではなく、職員が障害特性等について理解することが目的であるので、成果指標として、職員の理解度又は習得度について記載すべきと考える。現状で適切な資料がない場合は、今後それらを明らかにしていくことを明確にすべきである。

27 頁 第 13 条「司法手続きの利用の機会」 関係

92 において、捜査機関における配慮について記述されているが、知的障害者が被疑者である場合の取り調べの録音・録画（可視化）及び立会人を置くことについての取り組みが進んでいることも記載すべきと考える。

32 頁～34 頁 第 16 条「搾取、暴力及び虐待からの自由」 関係

110 で障害者虐待防止法、116 でDV防止法、117 で児童虐待防止法について記述されている。65 歳以上の在宅の障害者の場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）による対応となる場合もあるので、高齢者虐待防止法についても記載するべきである。

52 頁～54 頁 第 28 条「相当な生活水準及び社会的な保障」 関係

182 で総論的に年金について触れているが、障害年金については、185 の特別児童扶養手当等に関する記述と同程度に記載するべきである。
